

仕様書

受注者は、「119番通報体験コーナー改修及び保守管理業務」について、次に掲げる事項に従い、誠実かつ遺漏のないように履行しなければならない。

なお、この仕様書に示されない事項にあっても、故障・機能の低下の防止に努めること。

1 趣旨

さいたま市防災センター防災展示ホールに設置されている「119番通報体験コーナー」は、1990年の開館以来、市民の防災学習に活用されてきた。設置から長期間が経過し、機器の老朽化及び展示内容の陳腐化が進んでいることから、2台のうち1台をリニューアルするものである。

業務は、現状の課題を踏まえ、現代の通信環境や災害状況に即した適切な構成への見直しを行うとともに、受注者の知見を活かした分かりやすく効果的な映像コンテンツへの刷新を行うことを目的とする。

2 件名

119番通報体験コーナー改修及び保守管理業務

3 履行場所

さいたま市防災センター防災展示ホール（さいたま市大宮区天沼町1丁目893番地）

4 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

5 対象設備

119番通報体験装置 1台

6 疑義の解釈

本仕様書に定めた事項又は定めのない事項について、疑義が生じた場合、消防局と協議し、解釈すること。

7 特許等の仕様

さいたま市消防局（以下「消防局」という。）が各機器の使用にあたり、特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は受注者にあるものとする。

8 仕様の変更

本仕様書に記載されている仕様について、消防局の運用方法の変更等による仕様変更が生じた場合、消防局は受注者と協議の上変更することができる。

なお、消防局の都合による仕様変更に伴う機器設定等の変更については、消防局の費用負担により行うものとする。

また、受注者が本装置納入、設置に伴い、諸般の理由により本仕様書及び承認図等に変

更の必要が生じたとき、又は疑義を生じたときは、直ちに消防局と密接な打合せの上、その指示を受け、速やかに承認を受けること。

9 守秘義務

受注者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。

10 機器の要件

| 品名 | 規格等 | |
|---------------|--|---|
| ソフトウェア | 119番通報体験ソフトウェア 救急編、火災編、交通事故編の3シーンを動画と静止画を含むコンテンツで進行 | |
| 音声入出力 | 電話受話器の形状で音声を入力及び出力できる装置を使用すること | |
| デスクトップ型 PC | OS | Windows 11 Pro 64ビット |
| | CPU | IntelCorei5-14500(14C/2.6GHz/24M)以上 |
| | メモリ | 16GB (8GBx2) DDR5 DIMM 4800MT/s |
| | 記憶媒体 | 256GB SSD (M.2 NVMe PCIe Value) |
| | グラフィックボード | NVIDIA RTX A400 4GB 相当 |
| | 保証 | メーカーによる1年以上の保証を付帯すること。 |
| | その他 | ソフトウェアの運用に必要なプログラム等をインストールし、運用可能な状態に設定した上で納品すること。 |

(1) 装置

ア モニターはタッチパネル式とし、サイズは21.5型以上とすること。

イ 使用は、体験者のみで実施可能なものとし、音声認識機能を用いて受話器を介した双方向の会話が成立するものとする。

ウ 受話器については、本システムに適した機器の選定を行うこと。

エ 通報内容のやり取りが、実際の119番通報に近い形で行えること。

オ 映像のシナリオは子供からお年寄りまで理解し易い動画と静止画のデザインとすること。

カ 訓練シナリオは、住所等の表示を任意に編集できること。

キ 表示される画面には、すべてふりがなをふる。

ク 衛生面を考慮し、消毒可能なものとする。

(2) その他

ア タッチパネルモニターを固定するための「前面モニター取り付けパネル」を設けること。

イ 前面モニター取り付けパネルには、モニターサイズに合わせた開口部を設け、モニターが確実に固定できるよう下地を設けること。

ウ 前面モニター取り付けパネルのサイズは、幅 1,100mm、高さ 1,700mm 以上とし、履行場所に設置可能なサイズとすること。

エ 前面モニター取り付けパネルのデザインは、消防局と協議し、決定すること。

11 委託内容

- (1) 什器造作（コーナー什器製作他）
- (2) 映像・音響設備設置（AV 機器購入・設置調整業務、システムプログラム他）
- (3) 映像ソフト制作（シナリオ制作、データ制作他）
- (4) 既存什器 1 台の撤去
- (5) 新設機器 1 台の保守・修理

12 新設機器の設置

受注者は、契約締結後から令和 8 年 9 月 30 日までに、119 通報体験コーナー改修業務を完了させること。

また、本業務は、既存施設の部分改修業務となることから、建築やハードの知見、知識を必要とするため、監理技術者を配置すること。

- (1) 受注者は、新設する 119 番通報体験装置 1 台を、安全かつ確実な方法により設置すること。
- (2) 設置作業にあたっては、周辺設備・壁面・床面・電源設備等を損傷しないよう十分に配慮し、既存装置に影響が出ないようにすること。
- (3) 設置に伴い発生した廃材・不要部品・梱包材等は、受注者の責任において適切に処分すること。
- (4) 設置作業により施設側へ損傷が生じた場合は、受注者の費用負担により原状回復を行うこと。
- (5) 設置作業は、消防局が指定する日時に実施し、作業前後に担当職員立会いのもと確認を行うこと。

13 既存機器の撤去

本業務は、既存施設の部分改修業務となることから、建築やハードの知見、知識を必要とするため、監理技術者を配置すること。

- (1) 受注者は、現行の 119 番通報体験装置 1 台を、安全かつ確実な方法により撤去すること。
- (2) 撤去作業にあたっては、周辺設備・壁面・床面・電源設備等を損傷しないよう十分に配慮し、既存装置に影響が出ないようにすること。
- (3) 撤去に伴い発生した廃材・不要部品・梱包材等は、受注者の責任において適切に処分

すること。

- (4) 撤去作業により施設側へ損傷が生じた場合は、受注者の費用負担により原状回復を行うこと。
- (5) 撤去作業は、消防局が指定する日時に実施し、作業前後に担当職員立会いのもと確認を行うこと。
- (6) 撤去後の設置スペースは、新設機器の設置に支障がない状態に整備すること。
- (7) 撤去する既存機器については、消防局と受注者で協議の上、決定するものとする。
なお、撤去に伴う費用は、受注者が負担すること。

14 提出書類

受注者は、本契約締結後、本納入に関する次の書類を消防局に提出すること。

書類の内容については、事前に消防局と細部にわたり協議し、承認を受けること。

なお、(1)～(3)については、納入・設置前に消防局に提出すること。

- (1) 実施計画書等
- (2) 完成図又は承認図（機器構成及び機器仕様等）
- (3) 納入品一覧表
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 完成写真
- (6) 各種取扱い説明書
- (7) 各種保証書の写し
- (8) 上記の電子データ一式（CD-R 又はは DVD-R）
- (9) その他消防局が指示する書類

15 機器の設置・納入時の点検等

- (1) 機器の設置については、設置場所の設備を工事、改造する必要がある場合は、消防局と受注者で協議の上、許可を得ること。
- (2) 機器の納入・設置は、消防局立会いのもと行うこと。機器の設置後、操作説明会を開催すること。また、説明会において使用する資料を作成し、必要部数を用意すること。
なお、開催日時、場所及び回数については、消防局と受注者で協議の上、決定すること。
- (3) 受注者は、設置完了後、滞りなく消防局の検査を受けること。

16 保守・修理等

受注者は、以下に定める対応を行えるよう緊急連絡先等の連絡方法を定めて、文書として納入時に提出すること。

- (1) 受注者は、機器に不具合等が発生した場合は、速やかにその原因を調査し、不具合の復旧に努めること。
- (2) 不具合の内容は、速やかに消防局へ報告すること。
- (3) 修理により発生した費用について、故意又は過失によるものを除き、受注者の責任で

速やかに無償にて修理、交換を行うこと。

(4) 必要に応じて、消防局に対して操作方法及びメンテナンス方法等の説明を行うこと。

17 委託料の支払い

履行期間終了後、一括で支払うものとする。

18 その他

(1) ソフトウェアについては、原則、上記 10 に示すコンテンツ以上とするが、消防局と受注者で協議の上、決定するものとする。

(2) 本仕様書に記載のないものであっても、機器の設置及び使用に必要なものは受注者の責任において具備すること。

(3) 本仕様書に記載されていない法令により義務付けられている事項及びその他の事項においては、業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。なお、疑義の生じた場合には、消防局と受注者で協議の上、取り決めるものとする。

以上